

調布都市計画道路 3・4・5 号粕江下布田線の都市計画に関する方針

市では、広域的な移動を支える「都市計画道路」と地区内の移動を支える「生活道路」を体系的、機能的に連携した道路網として、バランスよく整備していくことが重要であると考え、平成 28 年 3 月に「調布市道路網計画」を策定しました。

調布都市計画道路 3・4・5 号粕江下布田線（調布 3・4・25 号線から調布 3・4・29 号線までの区間）は、平成 28 年 3 月に東京都・区市町で策定した「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」における 15 の検証項目、及び「調布市道路網計画」における 11 の検証項目のいずれにも該当せず、広域的・市域的な観点からも必要性が低いことを確認し、「廃止候補路線」として位置付けました。

その後、アンケート調査や「みちの井戸端会議」による市民の皆さんの御意見を広くお聴きすることを実践し、地域における交通等の実態や課題を把握し、地区内での道路の安全性等の確認も行いました。

これらの検討・確認内容を総合的に勘案した結果、調布都市計画道路 3・4・5 号粕江下布田線の都市計画に関する方針を、以下のとおり定めました。

◆都市計画に関する方針

調布都市計画道路 3・4・5 号粕江下布田線は調布 3・4・25 号線から調布 3・4・29 号線までの延長約 1,790m の区間の都市計画を廃止することとする。

なお、併せて調布 3・4・25 号線から粕江市境までの延長約 320m について、車線の数を決定する。



図 調布都市計画道路 3・4・5 号粕江下布田線周辺 案内図

調布3・4・5号線の概要

名称：調布都市計画道路3・4・5号狛江下布田線

起点：狛江市中和泉二丁目 終点：調布市布田五丁目

延長：約2,950m 幅員：16m

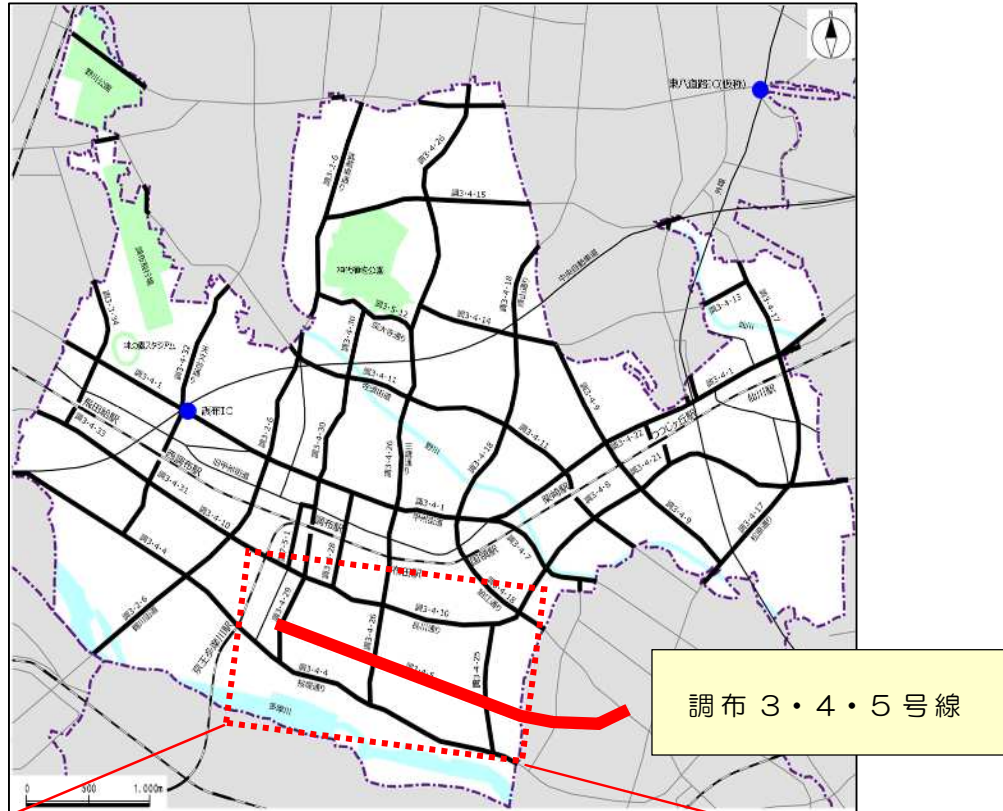


図 調布3・4・5号線 位置図



図 調布3・4・5号線 拡大図

■ 廃止候補路線に位置付けた経過

市では、広域的な移動を支える「都市計画道路」と地区内の移動を支える「生活道路」を体系的・機能的に連携した道路網をバランスよく整備していくことが重要と考え、平成28年3月に「調布市道路網計画」を策定しました。

この中で、道路に期待される機能と役割の観点から、道路網構築の視点を設定しました。広域道路網と地区内道路網では、それぞれ役割が異なるため、機能にあった視点をそれぞれ設定しました。

道路網構築の視点は、都市計画道路について、広域道路網の7つの検証項目を設定し検証を行いました。また、生活道路については、地区内道路網の6つの検証項目を設定し、路線の必要性を検討しています。

道路網構築の視点	広域道路網	地区内道路網	目標
鉄道駅へのアクセス性向上に資する道路網の構築	●	●	快適 便利 安全
救急搬送を支える道路網の構築	●		快適 便利 安全
地域の拠点や主要施設への安全で快適な移動を支える道路網の構築		●	快適 便利 安全
道路混雑の解消に資する道路網の構築 ※	●		快適 便利 安全
緊急時の物資や活動人員の輸送を支える道路網の構築	●	●	防災 減災
緊急時の避難を支える道路網の構築		●	防災 減災
火災時の延焼を防ぐ道路網の構築	●		防災 減災
中心市街地のにぎわいの創出に寄与する道路網の構築		●	活性化
観光振興に寄与する道路網の構築	●		活性化
都市の低炭素化を促進する道路網の構築 ※	●		環境・ 住環境
住みやすいまちを形成する道路網の構築		●	環境・ 住環境

※道路網構築の視点のうち、「道路混雑の解消に資する道路網の構築」、「都市の低炭素化を促進する道路網の構築」は、道路整備による効果を確認する視点として設定

図 調布市道路網計画における道路網構築の視点

これにより、調布3・4・5号線はいずれの検証項目にも該当せず、広域的・市域的視点からも必要性が認められないこと、また、調布3・4・5号線は東西の都市計画道路である調布3・4・10号線，調布3・4・4号線，南北の都市計画道路である調布3・4・29号線，調布3・4・26号線，調布3・4・25号線に囲まれており，1km程度の道路網間隔が形成された道路ネットワークとして充足していることを確認しました。

これにより、調布3・4・5号線はいずれの検証項目にも該当せず、必要性が確認されなかったことから、廃止候補路線として位置付けました。

なお、将来交通量の推計を行った結果、調布3・4・5号線を廃止したとしても、周辺の広域ネットワークに大きな影響がないことを確認しています。

	道路網構築の視点	抽出条件	結果
1	鉄道駅へのアクセス向上に資する道路網の構築	<ul style="list-style-type: none"> 市内や周辺市の鉄道駅にアクセスするバス路線 今後新たにバス路線として必要と考えられるバス路線 自転車や徒歩で鉄道駅にアクセスする甲州街道～品川通り間の路線 	×
2	救急搬送を支える道路網の構築	<ul style="list-style-type: none"> 救急車が広域的な移動のために利用する主要路線 主要路線と第三次・第二次救急医療機関等を結ぶ方向別の最短路線 	×
3	道路混雑の解消に資する道路網の構築	(道路整備による効果を確認する視点として設定)	—
4	緊急時の物資や活動人員の輸送を支える道路網の構築	<ul style="list-style-type: none"> 東京都が指定する緊急輸送道路 調布市及び東京都などが指定する緊急道路障害物除去路線 輸送拠点と広域避難場所を結ぶ路線 	×
5	火災時の延焼を防ぐ道路網の構築	<ul style="list-style-type: none"> 東京都が指定する骨格防災軸，主要延焼遮断帯，一般延焼遮断帯に位置付けられている道路 木造住宅密集地域内の路線 	×
6	観光振興に寄与する道路網の構築	<ul style="list-style-type: none"> 鉄道駅と主要な観光拠点を結ぶバス路線 鉄道駅と主要な観光拠点を最短経路で結ぶ路線 イオンモールや甲州街道と観光拠点を結ぶ路線 	×
7	都市の低炭素化を促進する道路網の構築	(道路整備による効果を確認する視点として設定)	—

図 調布市道路網計画策定時における路線の必要性の検討（広域道路網）

■ 市民参加の取組結果

市民参加として、計画線内にお住まいの方々及び土地を所有されている方々に対して、アンケート調査を実施しました。

また、課題等の把握を目的に職員が対面形式で直接市民の皆さんのご意見を伺う「みちの井戸端会議」を開催しました。

◆ アンケート調査概要・結果

調査対象	調布都市計画道路3・4・5号線の計画線内にお住まいの方々，計画線内に土地を所有されている方
方法	ポスティング及び郵送で配布し，郵送回収
実施時期	配布：平成29年9月11日（月）～平成29年9月13日（水） 回答締切：平成29年10月13日（金）
配布数	260通
回収数	66通
回収率	25.4%

◆ みちの井戸端会議概要・結果

実施時期 開催時間	平成29年9月29日（金）午後5時から午後8時まで 平成29年9月30日（土）午後2時から午後5時まで
開催場所	染地地域福祉センター
周知方法	・市報ちょうふ（平成29年9月5日号），ホームページに開催日程を掲載 ・アンケート調査の封筒に案内状を同封
来訪者数	13人

実施時期 開催時間	令和2年1月31日（金）午後5時から午後8時まで 令和2年2月1日（土）午後2時から午後5時まで
開催場所	染地地域福祉センター
周知方法	市報ちょうふ（令和2年1月20日号），ホームページに開催日程を掲載
来訪者数	17人

アンケート調査，みちの井戸端会議で市民の皆さんからいただいた御意見から，地域における交通等の実態や課題を把握し，地区内での道路の安全性等の確認を行いました。

安全性に対するご意見



杉森小学校南側など，通学路での安全を確保してほしい

【市の考え方】

- ・杉森小学校の南側の道路は，道幅が狭く，一方通行の道路であり，それほど交通量は多くありませんが，通学路にも指定されているため，安全にしてほしいというご意見が挙げられました。
- ・調布市教育委員会では，市教育委員会と学校関係者が管理権限のある道路管理者，調布警察署と合同で現地調査を行い，安全対策を検討していますので，今回いただいたご意見は，今後実施する合同の現地調査の際に参考とさせていただきます。



古天神公園周辺などで，交通事故が起きないようにしてほしい

【市の考え方】

- ・道路網計画において，地区内の交通を処理するための路線として，古天神公園周辺においても，地区内道路網として必要性が確認された路線が存在します。
- ・これらの路線を整備することで，古天神公園周辺の道路の通過交通を転換し，古天神公園周辺の安全性を向上させることができると考えております。
- ・また，他部署とも連携し，道路側だけではなく，古天神公園においての安全対策も視野に入れ，対策を検討していきます。

移動性に対するご意見



快適に移動できるようにしてほしい

【市の考え方】

- ・道路網計画では，調布3・4・5号線周辺においても複数の路線を地区内道路として位置付けております。
- ・地区内道路の未整備区間の整備については，沿道建物の建替えや開発事業などの機をとらえ，関係権利者のご協力をいただきながら，道路空間の確保に努めていきます。

■ 用途地域の取扱い

都市計画道路の廃止に伴う用途地域の取扱いについては、以下のとおりとします。

東京都が令和元年10月に施行した「用途地域等に関する指定方針及び指定基準」に伴う下記の通達（都市計画道路の変更に伴う用途地域の取扱い方針について）に基づき、当該路線を廃止してもこれを地形地物とし、用途境は変更しないものとします。

■ 都市計画道路の変更に伴う用途地域の取扱い方針について

（31 都市政土第 644 号）の抜粋

2 取組方針

（3）既存不適格建築物の発生などを勘案するとともに、当該各路線や各地域の状況を踏まえ、周辺交通量への影響や、街並みの維持形成上、大勢に影響がないと認められ、かつ、区域の境界の管理・運用を適切に行うことが可能なときは、地区計画を定めずに、旧都市計画道路等を地形地物とすることができる。

用途地域の変更に伴い既存不適格建築物の発生を誘発すること、周辺交通量への影響や街並みの維持形成上特段の影響がないこと、これまで区域境界の管理を適切に行っていることから、調布3・4・5号線を廃止しても、これを地形地物とする。

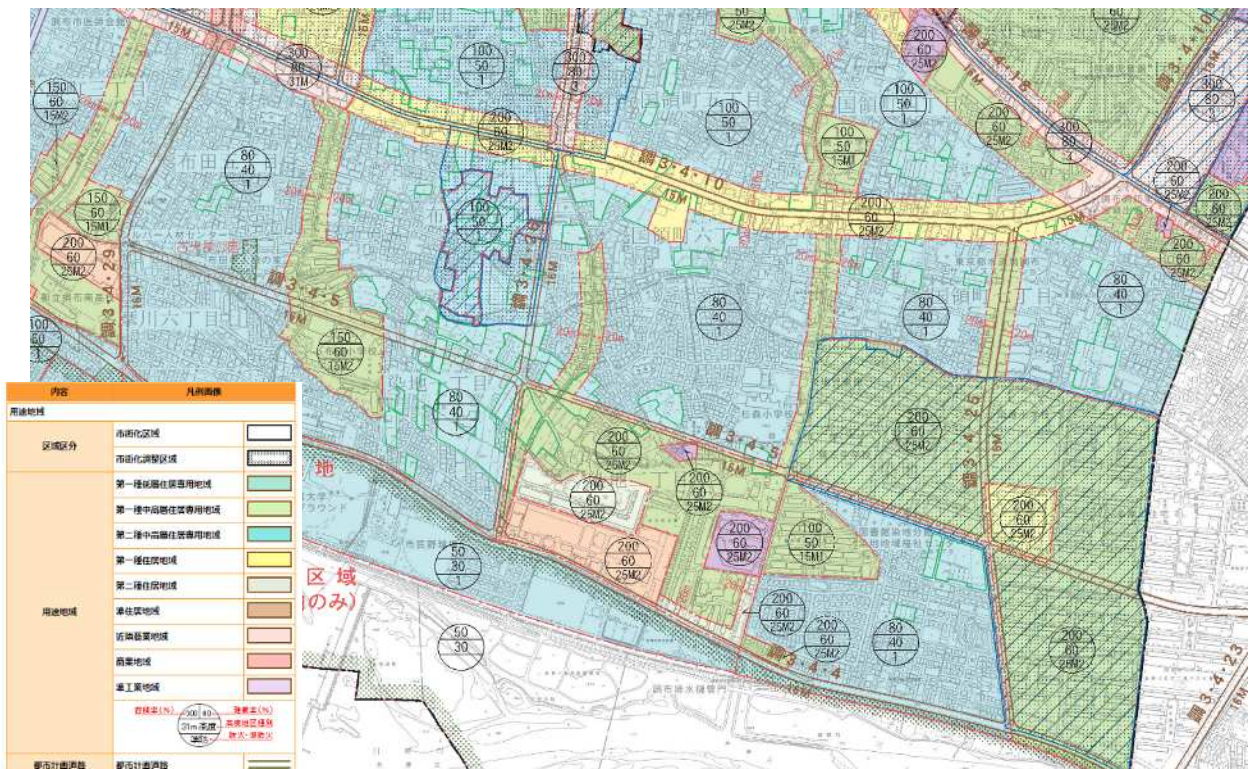


図 調布3・4・5号線周辺の用途地域

■ 今後の進め方（予定）

「調布市道路網計画」にて廃止候補路線への位置付け

【検討の流れ】

【市民参加】

課題の把握

- ・ アンケート調査
- ・ みちの井戸端会議

平成29年度実施

調布3・4・5号線の
あり方の確認

- ・ みちの井戸端会議

令和元年度実施

市の方針（案）公表

市の方針公表

現在はココ

都市計画手続

- ・ 都市計画案の説明会の開催
- ・ 都市計画案の縦覧期間中に意見書を提出

令和2年度実施予定

第1段階（廃止検討）

第2段階（都市計画手続）